

◎佐賀県条例第31号

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例（平成6年佐賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号のビラ（以下「ビラ」という。）並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（佐賀県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（ビラ作成の公営）</p> <p>第7条 候補者（佐賀県知事の選挙における候補者に限る。）は、第10条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>（ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第9条 佐賀県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合に</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「ビラ」という。）並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（佐賀県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（ビラ作成の公営）</p> <p>第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>（ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第9条 佐賀県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合に</p>

改正前	改正後
<p>は、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域における法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(ビラの作成の公費の負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第3号に定める枚数を超える場合には、<u>同号</u>に定める枚数)を乗じて得た金額とする。</p>	<p>は、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域における法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(ビラの作成の公費の負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第3号<u>又は第4号</u>に定める枚数を超える場合には、<u>これらの規定</u>に定める枚数)を乗じて得た金額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。